

《子育て支援にかかる休暇等の制度一覧》

平成29年10月現在

※  は、男性職員が利用できる休暇等です。

休暇等の種類	付与要件、時期	期間（日数、時間）	付与単位	備考	
育児休業	 職員が、3歳未満の子を養育する場合	連続する一の期間	日	配偶者の就業状況に関わらず取得できる 無給。ただし育児休業は、共済組合から手当金の支給あり	
部分休業	 職員が、小学校就学前の子を養育する場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間	30分		
育児短時間勤務	 職員が、小学校就学前の子を養育する場合	週19時間35分(3時間55分×5日) 週24時間35分(4時間55分×5日) 週23時間15分(7時間45分×3日) 週19時間25分(7時間45分×2日+3時間55分×1日) で希望する曜日・時間帯に勤務 (承認は1月以上1年以下(延長可))		配偶者の就業状況に関わらず取得できる 給料は勤務時間に 応じた額 年休日数調整有	
特別	母親学級又は父親学級への参加	所定単位のコース受講に必要な時間	在職中1回1か所	日又は時間	
	妊娠中の通勤時における母体又は胎児の健康保持《通勤緩和》	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間		時間	
	妊娠中の休息又は補食《休息又は補食》	医師等からの指導があり、必要とされる時間		時間	
	つわりその他の妊娠に伴う障害《つわり休暇》	悪阻等妊娠障害により勤務が著しく困難な時	14日	日、時間	診断書不要
別	妊産婦の保健指導又は健康診査に伴う休暇《妊産婦健診》	妊娠満23週まで 妊娠満24週から満35週 妊娠満36週から出産 出産後1年以内	4週間に1回 2週間に1回 1週間に1回 1回	日又は時間	医師の特別の指示があった場合は、その指示の回数
	女性職員の出産	産前産後8週間 (多胎妊娠の場合は産前14週間)		日又は時間	
	男性職員の育児参加	産前産後8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間)における出産に伴う世話及び子の養育	7日	日、時間	対象となる子の範囲は、当該出産に係る子又は小学校就学前の子
	休暇	職員の生後満3年に達しない子の育児《育児休暇》	1歳6月未満の子の育児 1歳6月から3歳未満の子の育児	1日2回まで、1日を通じて120分の範囲内 1日2回まで、1日を通じて60分の範囲内	1回30分、45分、60分、75分、90分、120分 1回30分、45分、60分
子育て休暇		義務教育終了前(障害者手帳等の交付を受けている場合は18歳まで)の子の看護、健康診査、健康診断、予防接種、機能回復訓練、学校等行事に参加する場合	職員1人につき1の年度において7日 (対象となる子が2人以上の場合10日)	日、時間	例:入学(園)式、卒業(園)式、授業(保育)参観、懇談会、家庭訪問、運動会、体育大会、学習発表会、入学説明会、面談(二者含む)
時差出勤及び休憩時間の特例措置		中学校就学前の子の育児又は看護を行う職員等は、9:30~18:15(C勤務)及び休憩時間を45分とする特例措置を申し出ることができる。			所属長が公務に支障が無いと認めた場合
勤務制限	妊産婦の勤務制限	妊産婦(妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員)は、時間外勤務又は休日勤務をしないことを請求できる。また、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時)の制限を請求できる。			
	時間外勤務の免除・制限	3歳に満たない子の育児又は看護を行う職員は、時間外勤務の免除を請求できる。 小学校就学前の子の育児又は看護を行う職員は、月24時間、年150時間を超える時間外勤務の制限を請求できる。			所属長が公務に支障が無いと認めた場合
	深夜勤務の制限	小学校就学前の子の育児又は看護を行う職員は、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時)の制限を請求できる。			配偶者が夜間常に病気、就業などで育児が不可能な場合

* 《 》は休暇の略称